

平成25年度 幌延町国民健康保険の運営状況について

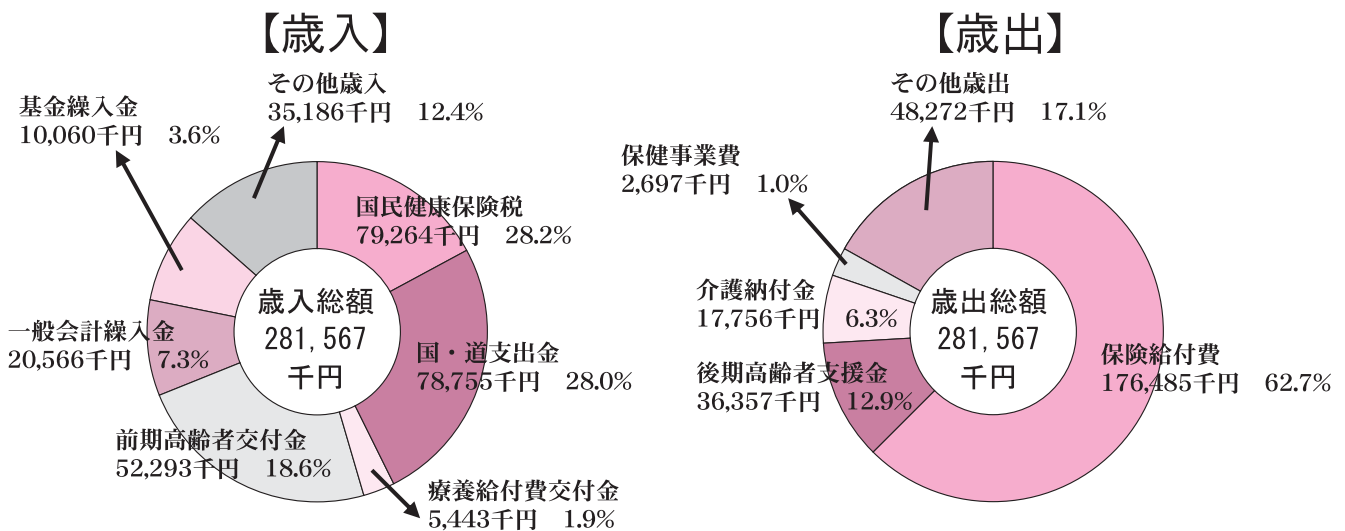
国民健康保険は、職場の健康保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など）に加入されている方や75歳以上の方、生活保護を受けている方を除く全ての方が加入する保険で、病気やケガなどに備えて加入者が保険税を負担する相互扶助の保険制度です。

○幌延町国民健康保険加入者の状況（平成25年5月末現在）

幌延町	国民健康保険加入	加入率
1, 300世帯	380世帯	29.2%
2, 595人	690人	26.6%

○幌延町国民健康保険特別会計予算の状況

国民健康保険事業の歳出は、国民健康保険税の他、国・北海道からの支出金や交付金、幌延町一般会計からの繰入金や基金繰入金等で賄われています。



○幌延町国民健康保険税率等について

国民健康保険事業の安定運営のため、保険税率の見直しと賦課限度額の引き上げを行っています。

区分		所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課限度額	法定限度額
医療給付分	改正前	3.50	19.00	24,000	20,000	47万円	51万円
	改正後	5.60	39.30	25,000	28,000	51万円	
後期高齢者支援金等分	改正前	1.00	5.60	7,000	6,000	14万円	14万円
	改正後	1.70	8.70	5,000	6,000	14万円	
介護納付金分	改正前	0.68	3.60	9,000	5,000	12万円	12万円
	改正後	1.00	6.30	7,000	6,000	12万円	
合計	改正前	5.18	28.20	40,000	31,000	73万円	77万円
	改正後	8.30	54.30	37,000	40,000	77万円	

※所得割は、総所得金額から33万円を控除（基礎控除）した額に率を乗じて得た額、資産割は、固定資産税額（償却資産分を除く）に率を乗じて得た額、均等割は、加入世帯の人数に応じて課される額、平等割は、加入する1世帯当たり課される額です。

保険税額は、これら所得割、資産割、均等割、平等割を合算して算出しますが、その合算額が賦課限度額を超える場合は、賦課限度額が税額になります。

問い合わせ先：町民課生活環境グループ 電話 5-1115 告知端末機 5-8815